

当院の処方に関する体制について

2025.5

- ・国の施策に従い、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の積極的な仕様に取り組んでいます。

「後発医薬品使用体制加算3 算定病院」

- ・かかりつけ薬局でジェネリック医薬品に変更しやすいように「※一般名処方」を行っています。
- ・医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行い、投与する薬剤を変更する可能性がございます。変更する際には病院より事前に説明させていただきます。

※一般名処方とは・・・

医薬品を一般名（有効成分の名称）で記載して処方することです。厚生労働省が示している記載方法に準じて、【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。

※一般名処方のメリット・・・

一般名処方に記載された処方箋は、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも下角を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減にも繋がります。

渥美病院 病院長